

森林資源を生かした産業を再生し、 森林を蘇らせる活動をサポート！

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町の1市4町と、国、県および林業関係者で設立した「秩父地域森林林業活性化協議会」では、秩父産木材の利用促進や普及啓発、人材育成・雇用に関する事業、さらには森林・林業に関連するイベントへの支援を行います。

対象事業 左表のとおり
対象者 森林組合、林業事業者、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体等

交付対象事業区分	補助の目的	補助対象経費	①補助率 ②補助金限度額
(1)公共施設や民間住宅等での木材利用の推進	秩父産木材の利用促進および普及啓発を図る。	秩父産木材の年間使用量材積5m以上または施工面積50㎡以上(ただし、過去にこの補助を受けた場合はその実績を上回る) ※秩父産材であることの証明書類が必要	①定額 ②1事業につき 200千円
【こんな事業にオススメ】※施工場所、事業者の地域制限なし！ ・秩父産材を使った住宅の新築・リフォーム等をしたい！ ・ショールームを秩父産材で木質化してもっと秩父産木材をPRしたい！			
(2)新たな森林産業への支援	秩父圏域の豊富な森林資源を活用し、特産品化を進め、新たな森林産業の育成を図る。	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	①10/10(補助対象経費200千円以下の部分) 1/2(補助対象経費200千円を超える部分) ②1事業につき 1,000千円
【こんな事業にオススメ】 ・秩父産材による家具、木工品等の開発をしたい！ ・秩父特有の森林資源を活かした特産品の開発をしたい！			
(3)森林・林業分野における人材育成・雇用への支援	新規就労者や担い手の確保、育成および従業者の技能向上を図る。	賃金(新規就労者分に限る)、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、研修費、教材費	①10/10(補助対象経費200千円以下の部分) 2/3(補助対象経費200千円を超える部分) ②1事業につき 1,000千円
【こんな事業にオススメ】 ・従業員に資格(森林管理士、林業技士、樹木医、森林インストラクター、住宅建築コーディネーター、狩猟免許等)を取得させて人材育成につなげたい！ ・雇用を増やすため、就職セミナーに出展したい！ ・小、中学校で未来の担い手を育てる出前講義を実施したい！			
(4)森林・林業に関連するイベントへの支援	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る。	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料および賃借料	①定額 ②1事業につき 100千円
【こんな事業にオススメ】 ・都内で、秩父の森や木をPRするイベントを開催したい！ ・秩父でチェーンソーの技術大会を開催して林業を盛り上げたい！			

①補助金の交付終了後、複数年に

②活動内容や技術等に関する情報を広く公開すること

わたり活動が継続できること

応募方法 申請書を5月15日(月)6月30日(金)に、市役所森づくり課に提出してください。申請書の様式は、森づくり課にあります。(HP「森の活人」からダウンロード可)

交付決定 応募内容を協議会で審査し、予算の範囲内で決定します。

支援する期間 平成30年3月31日(土)まで

※詳しくはお問い合わせください。
☎森づくり課 22-2369

森林の管理には届け出が必要な場合があります

森林を所有することになった方、所有されている方は、次の場合に届け出が必要となります。これは、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられている制度です。



立木を伐採するとき・土地の形質の変更(林地開発)をするとき

届出対象者 森林所有者等(自己の森林であっても届け出は必要です)
※伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合は連名での届け出となります。

届出期間 伐採を開始する日の30~90日前

届出事項 森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採樹種、林齢、伐採期間、伐採後の造林方法等

届出書の提出先 森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

※なお、森林で1ヘクタールを超える土地の形質の変更(林地開発)をする場合、保安林内で立木の伐採や土地の形質の変更等を行う場合は、県の許可等が必要となりますので、埼玉県秩父農林振興センター林業部(☎25-1312)へお問い合わせください。

☎森づくり課 ☎22-2369

森林の土地の所有者となったとき

届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方

届出期間 森林の土地の所有者となった日から90日以内

届出事項 届出者、前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積・用途等

※添付書類として、登記事項証明書または土地売買契約書の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

届出書の提出先 取得した土地のある市町村に届け出をする必要があります。秩父市内の土地を取得した場合は、森づくり課または吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課へ提出してください。

詳しくは森づくり課までお問い合わせください。

※水源地域に指定されている土地の売買等をする場合には、30日前までに、県への届出が必要となりますので、埼玉県秩父農林振興センター林業部(☎25-1312)へお問い合わせください。水源地域の区域は、県のHPで確認できます。